



中国行きフライト PCR 検査証明提示による搭乗に関する Q&A

中国大使館は、**9月9日**に《日本から中国へ渡航される方へ 新型コロナウイルス PCR 検査陰性証明提示による搭乗開始のお知らせ》を発信しました。関連措置は、**9月25日**より正式に実施されます。中国へ渡航する皆様に正確にご理解・ご対応いただけるようこの Q&A をまとめました。是非ご参照ください。

措置全般に関する Q&A

1、9月25日当日に日本から中国へ行く場合も PCR 検査は必要ですか？

必要です。

2、PCR 検査ではなく抗体検査でも大丈夫ですか？

いいえ、抗体検査では搭乗できません。必ず PCR 検査を受診してください。

3、**3日間**というのはどのように計算すれば良いですか？

PCR 検査証明の発行日（検査証明の Date of Issue）を基準とします。仮に、9月10日に PCR 検査を受け、検査機関の証明発行日が9月12日の場合、証明の有効期間を12日から起算し、フライトは9月15日より先になってはいけません。15日中までの搭乗は可能です。

4、子どもや高齢者も PCR 検査は必要ですか？

年齢問わず、検査が必要です。

5、中国国外で PCR 検査を済ませている場合、中国で隔離措置を受けますか？

PCR 検査は搭乗のためのものです。中国入国後の隔離措置については、訪問都市の政府に確認してください。

6、PCR 検査結果について、PCR 検査証明の写真、スクリーンショット、コピーでも搭乗できますか？

いいえ、搭乗できません。**必ず紙媒体の原本を提示し、コピーを航空会社のカウンターに渡してください。**

7、WeChat ミニプログラム（微信小程序）に検査報告後、どのくらいで“HS”マークの付いた安全健康コード（綠色健康码）が付与されますか？

通常、データアップロード後12時間以内（平日営業日）に申請の審査を行い通過か否かを判断します。審査を通過できなかった場合、ミニプログラムで理由を確認できます。その理由に基づき再申請をお願いします。



8、PCR 検査コードで搭乗手続を済ませた後、以前ミニプログラムの「申报入口 A」で記入・作成した国際感染症予防健康コード（安全フライトコード）は使用できますか？

使用できません。

9、有効期間中の健康状況声明書を既に持っています。中国行きの飛行機に搭乗する際、紙媒体の検査証明を携帯している必要はありますか？

移動中の関係機関のチェックに備え、紙媒体の PCR 検査陰性証明を携帯しておいてください。

10、中国以外のパスポートを持っています。WeChat を使える場合、感染症予防健康コード国際版ミニプログラムでコードを申請・受領すれば良いですか？

日本から直行便で中国に行く場合、紙媒体の PCR 検査陰性証明原本で搭乗できます。日本から第三国を乗継・経由して中国へ行く場合、ガイダンスに従い健康コード・《健康状況声明書》を申請してください。第三国から出発し日本を乗継・経由し中国へ行く場合、出発する都市を管轄する中国大使館・総領事館のガイダンスに従い健康コード・《健康状況声明書》を申請してください。

11、個人情報及び PCR 検査報告をアップロードできない場合、メールで必要情報を送り、中国大使館・総領事館の返信で HS コードを取得できますか？

感染症予防健康コード国際版ミニプログラムにおいてアップロードに複数回失敗した場合、ミニプログラムの通知に従い、検査証明を hesuanjapan@163.com までご送付ください。

※メールでは検査結果のみをお送りください。その他の個人情報はミニプログラムにご登録をお願いします。携帯電話の番号を忘れずご記載ください。必要に応じて連絡します。



日本から中国への渡航に関する Q&A

12、日本から中国へ行くとは具体的にどのようなケースを指しますか？

2つのケースがあります：

①、日本から直行便で中国へ行く

例：日本→中国

②、日本から出発し他の国・地域を乗継・経由して中国へ行く

例：日本→韓国→中国

13、中国大使館・総領事館の指定医療機関以外で PCR 検査を受けても良いですか？

いいえ、いけません。指定医療機関発行の規定の PCR 検査証明でチェック体制を構築しています。各航空会社にも搭乗審査用にその見本を共有しており、指定医療機関以外の証明では搭乗を拒否されます。指定医療機関リストを引き続き更新していくので、中国大使館・総領事館の WeChat オフィシャルアカウントまたは公式ホームページにて最新情報をご確認ください。

14、日本から中国へ直行便で行く場合、健康コードミニプログラムに検査証明や《健康状況証明書》を申請する必要はありますか？

必要はありません。PCR 検査証明原本で搭乗可能です。

※乗継・経由便の旅客に対する審査を行うため、直行便の旅客はコードや《健康状況証明書》を申請しないようお願いします。ご協力よろしくお願いします。

15、日本から出発し第三国を乗継・経由して中国へ行く場合、PCR 検査証明取得後どうすれば良いですか？

中国のパスポートを持っている場合、PCR 検査証明取得後 12 時間以内に健康コードミニプログラムに PCR 検査証明をアップロードし、大使館・総領事館の審査通過後健康状況声明書を取得できます。同コードで搭乗可能です。

中国以外のパスポートを持っている場合、ガイダンスに従い《健康状況声明書》を申請してください。同声明書で搭乗可能です。PCR 検査証明原本は移動中の関係機関のチェックに備え携帯しておいてください。

※中国へ直接向かうフライトの出発地を必ず正確に記入してください。

例：日本→韓国→中国の場合、中国へ直接向かうフライトの出発地は韓国となります。

16、日本から出発し第三国を乗継・経由して中国へ行くのですが、出発日がちょうど日曜日です。土曜日に PCR 検査証明をアップロードしても良いですか？

週末または中国の祝日に出発するフライトの場合、週末または祝日前の平日 15:00 (日本時間) 前までに可能な限り提出を済ませてください。緊急事態が発生した場合、速やかに中国駐日本大使館・総領事館までご連絡ください。



日本を乗継・経由して中国へ行く場合に関する Q&A

17、日本を乗継・経由して中国へ行くとは具体的にどのようなケースを指しますか？

2つのケースがあります：

①、第三国から出発し、日本を乗継・経由して中国へ行く

例：アメリカ→日本→中国

②、第三国から出発し、日本を乗継・経由後、他の国・地域を乗継・経由し中国へ行く

例：アメリカ→日本→韓国→中国

18、第三国・地域から出発し日本を乗継・経由し中国へ行く場合、PCR 検査証明をどこの中国大使館・総領事館に提出すれば良いですか？

出発地で PCR 検査受診後、その検査機関のある地域を管轄する中国大使館・総領事館に提出してください。中国パスポートを持っている場合は HS コード、中国以外のパスポートを持っている場合、中国大使館・総領事館の審査通過済《健康状況声明書》で搭乗可能です。

※中国駐日本大使館・総領事館では、日本で乗継・経由する旅客の HS コードまたは《健康状況声明書》を審査し発給することができません。ガイダンスに沿った事前申請や審査通過をしていない場合、出発地に送還されます。

19、日本を乗継・経由して中国へ行きます。日本到着後、健康状況声明書が期限切れになっていることに気づきました。日本で PCR 検査を受診しても良いですか？

いいえ、受診を認めません。現在、日本の空港の全ての乗継エリアに PCR 検査ブースが開設されていません。**健康状況声明書が期限切れとなった場合、空港での待機後、出発地に送還されます。**必ず慎重に旅程を組み、健康状況声明書の有効期間中に日本に入国・出国してください。

20、複数の国を乗継・経由して中国へ行きます。出発地では、まだ PCR 検査陰性証明提示による搭乗手続が始まっていません。どうすれば良いですか？

出発地で PCR 検査陰性証明提示による搭乗手続措置が始まっていない場合、肝心なのは最後の航程になります。**中国に着く直前の航程の地点で PCR 検査措置が実施されている場合、最初の出発地で PCR 検査を受け、同地を管轄する中国大使館・総領事館に健康状況声明書を申請してください。**出発地で PCR 検査陰性証明提示による搭乗手続措置が始まっていなく、かつ中国に着く直前の航程の地点で PCR 検査措置が実施されていない場合、PCR 検査の提示は義務付けされていないということです。規則に合う旅程を計画し、渡航中健康状況声明書が有効であるようご注意ください。



また、検査機関の状況により、指定 PCR 検査機関のリストを更新しました。中国への渡航客は、**必ずこの知らせの添付ファイルにある指定検査機関で予約・検査を行ってください**。中国駐札幌総領事館及び駐長崎総領事館の指定検査機関リストに変化はありません。

添付ファイル：

- 1、[駐日本大使館管轄地域内検査機関](#)
- 2、[駐大阪総領事館管轄地域内検査機関](#)
- 3、[駐福岡総領事館管轄地域内検査機関](#)
- 4、[駐札幌総領事館管轄地域内検査機関](#)
- 5、[駐長崎総領事館管轄地域内検査機関](#)
- 6、[駐名古屋総領事館管轄地域内検査機関](#)
- 7、[駐新潟総領事館管轄地域内検査機関](#)

リンクから各地域の添付ファイルをご確認ください
<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/sgxw/t1816068.htm>

情報源：中国駐日本国大使館

A&Z Law Firm
20 Floors, 2001-2002 Building 2, Jing'an Kerry Center
1539 Nanjing West Road,
Shanghai, 200040 P.R.China
Tel.: +86-21-5466-5477
Fax: +86-21-5466-5977
■Shanghai ■Dalian ■Beijing ■Wuhan ■Tokyo

Wechat ID: ligeHello

Wechat ID: laodonghegui



里格律师事务所
A&Z LAW FIRM

